

市川市定員管理方針

令和 3 年 4 月
市川市企画部行政経営課

1 方針の策定にあたって

市川市では、平成 10 年以来、第 1 次から第 3 次の定員適正化計画に基づく取り組みにより、800 人以上の職員数削減を進めてきました。その後、平成 26 年度からは定員管理方針を定めて定員管理を行っており、類似団体との比較においても平均値に近い推移であることから、総体としての職員数は適正な規模を維持していると考えています。

一方、新型コロナウイルス対策などの突発的な業務への対応や、大規模災害へ備えなければならない中で、緊急時に即応体制を取ることができる組織体制が求められています。

また、デジタルトランスフォーメーションの取り組みなど、社会情勢の変化に対応する政策を早期に実現するためには、能力のある人材、組織を活性化する人材を適宜適切な時期に確保しなくてはなりません。

今後、将来にわたって市川市が発展していくため、事務の範囲を拡大し、市民の健康、安全・安心を守るためのまちづくりに取り組むことも視野に入れ、新たな定員管理方針を定めるものです。

2 適用期間

この方針の適用期間は、令和 3 年度から当面の間とし、新たな総合計画の進捗や社会情勢の変化を見極め、適宜見直します。

3 基本方針

今後の本市の定員管理においては、次に掲げる 5 点を基本方針とします。

(1) 適正な職員数の維持

持続可能な行財政運営を確保するため、経常収支における人件費のバランスに注視しつつ、適正な職員数を維持します。

民間企業や他自治体への派遣や人材交流を通じ、職員や組織のスキルアップを図るため、安定的に職員を派遣できる職員数を維持します。

(2) 組織ごとの業務量に応じた職員配置

政策の早期実現や需要が増大している業務、市民サービスの向上が求められる業務には、業務量を精査したうえで適切に職員を配置します。

(3) 柔軟な採用体制

採用においては、通年採用制度などを活用し、適時適切な時期の採用を可能とします。

なお、個々の職種の特殊性や今後のあり方を十分に勘案し、求める業務に応じては任期付職員や会計年度任用職員など、多様な雇用形態を活用します。

(4) 多様な人材の確保

即戦力となる外部からの人材や、組織を活性化するクリエイティブな思考を持つ人材など、多様な人材の確保に努めます。

(5) 中長期的な視点に立った定員管理

社会情勢の変化や事務の範囲の拡大など、中長期的な視点を持ち、目指す都市の姿にあわせた定員管理を行います。

4 資料の作成及び公表

この方針に基づく定員管理の取り組み状況を説明する資料として、職員数の推移を適用期間内の毎年度作成し、公表します。